

会 議 録

会議の名称	第5回第2野火止児童クラブ民営化検討会				
開催日時	平成28年9月10日 18時30分～				
開催場所	第1野火止児童クラブ				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： （委員） 東村山学童保育連絡協議会：青木、十時、小林、上町 野火止児童クラブ父母会：4名 子ども家庭部：野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、森藤本町児童館長、日熊主任、梅垣主任 （市事務局）半井児童課長、竹内課長補佐、羽生主任</p> <p>●欠席者：東村山学童保育連絡協議会：小山、中山 野火止児童クラブ父母会：</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	4
会議次第	<p>1. 開会 2. 報告 1) 「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」について 2) 「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について 3. その他 4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども家庭部児童課 担当者名：半井・竹内 電話番号：042-393-5111（内線 3171・3174） ファックス番号：042-395-2131 e-mail：jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>・事務局 こんばんは。定刻になったので、第5回第2野火止児童クラブ民営化検討会を始めさせていただきます。1ヶ月夏休みを挟みしばらくぶりの開催だが、また今回から1ヶ月ごとに開催したいのでよろしくお願いします。</p> <p>・事務局 それでは会議の開催要件であるが、過半数を超えたということで、会議が成立しているということになる。それでは進行を会長よりお願いしたい。</p> <p>・会長 皆様こんばんは。本日は第5回第2野火止児童クラブ民営化検討会である。本日は前回までに意見を頂いた「市の基本的な考え方(案)」について説明させて頂き、意見</p>					

を頂きたい。

2. 議事の1)「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」について、事務局より説明願いたい。

・事務局

「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」については、第1回の5月21日の会議のなかで決定し、そこから運用してきたが、このたび、市の方針で必要のない個人情報についてはなるべく収集するのを止めようという取り組みであることから、現在傍聴者については入口にて名前を書いてもらっていたが、名前を書くのは必ずしも必要ないということから、名前の記入を無くす方向で進めていきたいと考える。元々は「傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の氏名を記入し、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。」としていたが、修正後については、「傍聴希望者は、会場入口の受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。」に変えたい。会議録に当日の傍聴希望者の人数を記入する欄があるため、何名かわからなくなると困るので、受付に番号札を置く形で運用したい。このように変更したいが、ご意見を頂きたい。

・会長

ただいま事務局より説明があった。市で行っている公式の会議のなかで傍聴のルールを見直している最中であり、この会議も市の会議の一つである。今事務局より提案があったのは、傍聴者には名前等を今まで書いて頂いていたが、書いて頂く必要はないだろうということで、書かない方向にしたいという提案であったが、皆様意見はあるか。

・会長

特にないか。今の事務局の案でよいか。

・一同

了解。

・会長

それでは修正後の内容に改めたい。それでは、傍聴者がいれば随時入場願いたい。

・会長

それでは、2. 議事の2)「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について事務局より説明願いたい。

・事務局

それでは資料2「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について説明したい。こちらは、前回に同様のものを配り、そこで頂いた意見を反映させる形で修正を加えたものである。修正があった箇所についてはアンダーラインで表記してある。

まず「1. ガイドラインに沿った運営について」であるが、今回はこの下にガイドラインの抜粋版をわかりやすく記載していたが、抜粋とすることでかえってわかりにくいとの指摘があったことから、抜粋については削除し、「ガイドラインに沿った運営を求める。」といった文言のみで表記したいと考える。また、前回の会議で、弁当についてはガイドラインで持参をすることを必須とする形で書いてあるとのことであったが、それについては、ガイドラインを修正するのではなく、募集要項や仕様書に記載することによって対応してはどうかとの意見があったことから、修正を加えている。なお書き以降「なお、ガイドラインは最低基準であり、自主事業の実施などの指定管理者の努力をもって、一層の改善を図るように努めることを求める。」ということで、載っていない事業についても事業者の努力によって実現できる形にしたいと考

える。

続いて「4. 第1野火止児童クラブとの連携」であるが、前回の会議のなかで、連携する頻度について記載してほしいとの話があった。このことについて下線部以降「第1野火止児童クラブの職員と情報交換を行うとともに、月に1回以上連絡会を行うこととする。」ということで、毎月最低1回以上は連絡会を行い、それ以外は都度情報交換を行うようにしたいと考える。

続いて5番について、「②事業者が自主事業を実施する際には、事前に市と協議する。」と前回説明した。前はここまでであったが、協議内容について保護者に情報を下してほしいと要望があり、「なお、協議内容については、保護者に伝えることとする。」を追記する形とした。

続いて「6. 職員の任用等」についてである。①に「正規職員以外」という言葉が入っていたが、この部分を無くしてほしいとの要望があったことから、今回ここを削除したいと考える。また「希望する者については指定管理先において任用することが望ましい。」という表現にしており、前回までは下線部を「求める」という表現にしていた。こちらは、この市の考え方(案)に出てくる「求める」という表現は基本的には必須であることを意味して使っているので、ここで「必ず雇いなさい」とはなかなか事業者には言えないので、なるべく任用して頂きたいということを表示する「望ましい」という形にした。続いて②「常勤職員2名の配置を求める。」としたが、2名を配置するというのでこのようにした。また、「常勤職員の勤務時間は〇〇時間以上とし、配置される常勤職員のうち、1名は3年以上の勤続経験を求める。なお、第2野火止児童クラブの責任者になるものについては、児童クラブや保育園等において管理・監督職などの経験を有していることが望ましい。」とした。常勤職員とはいえ、事業者によって勤務時間が様々であるとの指摘があったことから、一定時間以上の勤務を求めて行きたい。他市の状況をみているところだが、様々な形で規定されていることから、もう少し確認しながら決めたいと考える。また、管理・監督職の経験を有する方を配置してほしい、前は施設長の経験を有する者を配置してほしい、との意見を頂いたが、そういった方を必ず置きなさいという形にすると、少し門戸を狭めてしまうという懸念が事務局にあるということと、仮に2名のうち1名、責任者が辞めた場合には、必ず次の方はやっていない方が責任者になるというようなこともあるので、そういった矛盾点もあることから、こういった方が来ることが望ましいと市は考えているという形で表記したいと考える。続いて「また、緊急対応等を鑑み、常勤職員のうち1名は市内・近隣市に居住していることが望ましい。」とした。こちらは第3回の会議の際に意見のあったものを反映させたものであるが、近くに住む者を配置するのが良いのではないかとの意見を受け、今回こちらに追記したものである。続いて③「常勤職員には、放課後児童支援員認定資格を有する者が望ましく、未取得であれば、取得することを求める。」とした。前回において指摘はなかったが、わかりやすく「未取得であれば」の表現を取り入れたことで若干の修正を加えている。

次のページに行って、12番目②「公営から民営になることにより、その影響を云々」とあるが、こちらも指摘はなかったが、元々「民営化の影響を最小限に」という表現であったものをわかりやすく具体的にして、「公営から民営になることにより、その影響を」という形にした。

続いて次のページ、15番②「事業者の選定には、学保連、野火止保護者も委員とする。なお、野火止保護者については2名の参加とする。」ということで、市長との面談の際や前回の会議の際に、プロポーザル選定委員については、複数名の参加をさせてほしいとの要望を受け、2名の参加をお願いしたいと考える。

最後16番「児童クラブの選択」であるが、前回はわかりにくい表現であったことを受け、「平成30年4月の第2野火止児童クラブの民営化時には、継続申請の際に第1野火止児童クラブ(公営)か、第2野火止児童クラブ(民営)かの希望調査を保護者に取り、出来る限り希望を反映するものとする。」としており、新規で入会する方については毎回希望を取るのそこは除外し、在籍する方(平成30年度に新2年生・新3年生になる方)についても第1・第2の希望を取りたいと考えている。人数のバランス等もあるので、出来る限りになってしまいが、希望を反映していきたい。

資料2については以上である。続いては、資料につけてある「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」についてである。こちらは前回の会議のなかで、「モニタリングを市が始めたのはいつ頃か」との質問があり、こちらから確認して連絡するとしていた部分である。簡単にモニタリングについて説明したい。東村山市では平成18年から指定管理者制度が導入されている。その後、平成22年度より外部委員を招いて「管理運営評価」という名前で事業者の評価をした。その過程において、「管理運営評価」というものが指定管理者の格付けや振るい落としが目的ではなく、市民サービスの向上のためや運営の効率化のために行うことを目的としており、あくまでPDCAサイクルを回すことを目的とすることから、「評価」という名前を止め、「モニタリング」という名前に置き換えて改めたという形である。その後平成24年6月にマニュアルという形で整備した。対象としているのは、指定管理者制度を導入している全施設である。指定管理者自身や市が評価を行ったり、またその内容のみで指定管理者管理運営評価評議会という第三者の3名が委員になっている会議があるが、そちらが結果を評議していく形となる。簡単に説明したいが、13ページをご覧頂きたい。一部概要ではあるが、「指定管理者モニタリングシート」とあり、こういったものを参考に市がシート(案)を作成する。これを用いて、事業者の自己評価、市の評価をしていく。またこれに付随して、15ページに「利用者アンケートの実施について」とあり、利用者についてもアンケート調査を実施したいと考える。その他にも毎月状況報告を受ける形であるが、こういったものや財務諸表などを頂き、運営がどうであったかということ全体的に評価して、最終的にはホームページ上に評価結果について提供するという形が一連の流れである。こういったことが、野火止についても指定管理者制度が導入されれば適用される形となる。

・会長

ただいま資料2については、前回までに頂いた意見、それから事務局内部で議論した結果を受け修正したものを今日提示している。もう一つは、指定管理者制度を導入している施設に関してはこのモニタリング制度を適用して評価しているということ、前回の質疑のなかであった質問について、参考までに今使っている資料を配布して簡単に説明させて頂いたという内容であった。

それでは、資料2の(案)について、変わったところが様々あるが、皆様から意見・質問を頂きたい。それでは意見等をお願いしたい。

・保護者

「6. 職員の任用等」について、まだ煮詰めていかないといけないと考えるが、まず常勤職員2名とあるが、非常勤職員の人数については記載しないのか。例えば常勤が1人休み、非常勤が1人も居ないことはないと思うが、非常勤がすべて休んでしまった場合、結局常勤が1人になってしまったという最悪のパターンが想定される。全体で何名置く、常勤は2名若しくは3名置くとして頂ければ一番良いのだが、もし常勤3名が難しいのであれば、非常勤の人数設定を明記するとか、全体で何人は必ず居るようにするだとかの文言を入れたほうが良いと思うがいかがか。

- ・会長

非常勤の人数を明記してはどうかということが良いか。

- ・保護者

そうである。全体で先生が1人しか居ない状況を作らないのが大前提である。非常勤を何人置くのかも疑問である。

- ・事務局

平成27年度より子ども子育て支援制度が始まり、国のほうから必ず概ね40人以下を支援の単位に対して(職員)2人を配置するという国の基準を定めたが、学保連とのやりとりのなかで、東村山市は元々ガイドラインで3人となっているので、3人配置する条例を定めた。そのうち1人が有資格者でなければならないとなっているので、常勤2人を条件にして、非常勤が1人の組み合わせで必ず保育を行いなさいということであるから、非常勤が3人ということはない。必ず常勤は2人居て、この2人が何かの都合で休む場合は、どこかの施設から常勤の有資格者1人を呼んで、もう1人は常勤がくるのか臨時職員がくるのか対応し、3人は必ず保育者を確保するという条例になっているので、心配には及ばないと思う。

- ・保護者

了解した。

- ・会長

その他に何かあるか。

- ・学保連

基本的な考えの11番の事業者に対する市の監督責任の内容をみると、「市は事業者に対し必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする。」とあるが、最低限こういった報告を求めるといった内容を、仕様書を作るのであればしっかりうたったほうが良いと考えるがいかがか。どんな報告が必要かを考えたときに、月次の報告・年次の報告などいろいろあるが、例えば月次の報告であれば、利用状況はどうであったのか、開所日ごとに利用人数がどのくらいいたのかであったり、職員の勤務状況は当然チェックして報告が上がってきていないといけないし常に把握していないといけないものであるが、そういったものや、管理運営に要する経費の支払い状況であるだとか、あとは、当然事故があった場合の対応であるだとか、今まで直営でやっていたときは当然そういった情報は上がってきたのかも知れないが、実際に今度民間に委託されたときに、その中で運営されていくと、報告というものがどの程度のレベルで上がってくるのかがこの仕様書では見えない。きちんと最低限必要なことは書いて頂きたい。年次の報告であれば、先程のモニタリングマニュアルの話でもあったが、財務諸表であったり、収支決算報告書であったり、施設の管理運営実施要件みたいなものを年次の報告としてまとめるということと、月の報告を最低限こういったことは報告してもらいますよといった内容を仕様書の中に入れて頂きたい。

- ・事務局

他市の仕様書をみると、報告関係について記載があり、当市の場合でも「児童の出席表は様式16号」といったように決まっている。それから毎日の育成日誌、今日は全員で何人来て、何時に下校で帰ってきて、1年生が何人といったものと、おやつメニューと、特記事項、そして過ごした時間(おやつが何時で、何時に下校といったもの)を記入する様式がある。であるので、それらは公設公営と同じように報告をさせる。それから事故についても、報告様式が決まっており、結果、擦傷・打撲であったとか、骨折であったとか、入院を要するとか、何時何分に親御さんに連絡をしてどういう対応をしたといった報告が上がってくるようになっている。月例の、例えばおやつにい

くら買ったであるとか、時間延長は何人でいくら上がったであるとかの収支報告についても、今は無いが、今後様式を月例用に作って、それは仕様書に入れたいと考えている。

・学保連

仕様書にうたうということで良いか。

・事務局

ここでは詳しく触れていないが、仕様書には必ず入れるようにしたい。

・会長

よろしいか。

・学保連

一点追加したい。モニタリングマニュアルに関しては、市と事業者の間でどういう項目をチェックするのかをやり取りしながら作っていくと思われるが、その前段として、保護者に対しても「満足度調査」のようなものを実施するといった対応を入れて、保護者の意見をきっちり吸い上げて、それを元にマニュアルのなかに活かして頂きたいと考える。「満足度調査」を実施するといった内容を仕様書に入れてはいかかがか。もう一つは、情報公開について。きちんと指定管理者が職務において作成し、管理施設に関する文書等についても情報公開に努めることとして頂きたい。結局、我々ほどの程度まで情報が上がってくるのかわからない状態であり、仕様書に意見を入れるのであれば、きちんと情報公開の務めを果たしてほしい、積極的に情報公開しなさいといった文言を仕様書の中に入れてはいかかがか。

・事務局

モニタリングマニュアルの「利用者アンケート」については、省令 63 号のなかで、その内容に「自ら評価を行いその結果を公表する」といった形になっている。東村山市においてもそれをやらなければいけないということで、公設公営の方も 27 年度末にやろうと思っていたが諸事情によりできず、今年に「利用者アンケート」を、今の公設公営だけだが、実施しようと考えている。今後は事業者についても必ずやるようになるので、例えばそれをホームページ上で結果を報告するであるとか、そういった形になると思う。もう一つの情報公開についても、必要なことだと考えるため、盛り込みたいと考える。秘密保持についても考えたい。

・会長

盛り込むというのは、仕様書のほうか。

・事務局

そうである。

・会長

その他に何かあるか。

・学保連

引き継ぎについて。実際に運営が始まる前の 2 ヶ月間、経費についてはどちらが負担するのか。そういった内容は規定されないのか。

・事務局

今のところ、2 か月間市の方で契約を結んで、相手方の常勤職員の給料分になるかどうかはわからないが、市の今の嘱託職員の給料分で 2 ヶ月契約したいと考えている。

・学保連

契約とは別で出すということか。

・事務局

市が出すということである。

・学保連

結構な経費になるが、最初の費用に見込んである会社とそうでない会社があると思われるが、そういった部分は仕様書に入ってくるのか。別に記載するという方法もあるが。

・事務局

1名は契約したいが、予算の問題もあるので、人数についてはまだ検討中である。常勤の4月以降来られる方に来て頂きたいとなると、2名分は難しい。現在どこかで管理職等をやられている方を2ヶ月間こちらで縛ってしまうと、どこかが2ヶ月欠けることになり影響があるので、事業者と話し合いながら進めたい。例えば「2月はAさん、3月はBさん」といった希望が出るかもしれない。あとは4月に働く非常勤の方についても、慣れて頂くために来て頂ければと思うが、そのアルバイト代がでるかどうかなどについては、今後児童課がこういった予算組みができるかによると考える。

・会長

その他に何かあるか。

・保護者

引き継ぎについて。事務の引き継ぎは何名で行うのか。

・事務局

市の様式等についての書き方やこの様式はどこからダウンロードするかや、保存の仕方であるとかは、契約した1人の方に、例えば午前中の間などの子ども達がいないうちの落ち着いた時間に予定をしていきたい。

・保護者

それらを何人に引き継ぐといった決まりはあるのか。

・事務局

特に今のところはない。

・保護者

他市の例で、反省点として、結局1人に引き継ぎをして、しばらくしてその方が辞めてしまいすごく混乱してしまったといったことがあったらしい。引き継ぎをする方は複数人としたほうが良いと感じており、そういった文言を入れて頂きたい。

・事務局

とりあえずは、4月から働いて頂く方に引き継ぐが、その後4月始動してからは、その方ともう一人の常勤の方で情報共有願いたい、共通認識をお願いしたいということは伝えたいと思うが、仕様書に載せるかは検討したい。

・保護者

そういった反省があると読んだので。

・事務局

わからなければ、向こうから聞きに来てもらえれば、こちらの職員が対応する。これが単独の場所であれば、なかなか聞きに行くのは難しい。

・保護者

今後は単独の場所にも、もしかしたら民営化が進むのではないか。そういう時にも備えて、対応したほうが良いと思う。

・会長

その他何かあるか。

・保護者

プロポーザルには私たちも入るが、指導員の方はどうなのか。

・会長

現場の職員ということか。

・保護者

実際に現場を見ている指導員の方の意見があったほうが良いと思う。

・事務局

平日に現場の指導員が抜けることになるので、検討させて頂きたい。

・保護者

指導員が4人出てやっているところもある。

・事務局

プロポーザルに現場の指導員が4人出ているのか。全体で何人くらい出ているのか。

・保護者

そこまではわからない。指導員であれば、着眼点が保護者や第三者とは違うのかなと思う。

・事務局

場合によっては、監督職である館長が、指導員上がりの館長が3人いるので、その方に入ってもらってもいいかなと思う。現場の指導員となると検討したい。

・保護者

館長というと、だいぶ現場から退かれて経つのか。

・事務局

毎日館内にある育成室に顔を出している。

・保護者

事業者は、発表するときは、匿名でやるのか。それとも「私たちは〇〇です」と名乗るのか。

・事務局

匿名を考えている。書類選考で残った事業者である。

・保護者

職員の処遇に関する基準をしっかりと持っている会社が良いと思うので、そういった部分載せる場はあるのか。ここではなく他でも良いのだが。給与や賞与、昇給、最低賃金など。

・事務局

ないところがあるのか？

・保護者

もし基準があれば見てみたい。

・事務局

人事関係の書類について。地域によっても出す条件が違ってくるので、ピンポイントで「野火止で募集する場合はこの条件」というのはあると思うが、すぐに出せるかどうかは不明である。

・会長

そこは調べて検討するということで良いか。

・事務局

了解。

・会長

その他に何かあるか。

・保護者

基本的な考え方の10番について、5年後に違う指定管理者になった場合、「円滑に引き継ぎを行う」という文言だけでは、3月31日に終了し4月1日にスタートしても、

2ヶ月間の引き継ぎ期間も無く、という可能性も出てきてしまう。最低限2ヶ月間は引き継ぎ期間があった方が良くと思う。

・事務局

今回は、東村山市が初めて民営化に踏み切るため、皆様の要望もあり2ヶ月間の引き継ぎ期間を設けているが、他市の状況をみると、あまりそこまでみていない。特に民間から民間になった場合は、そういった条件を市から出していない。少し検討したい。会社の負担にもなるので、東村山市のように2ヶ月分の給料を想定しているのかも確認し検討したい。例えば「何日間」と文言を入れなくても、「円滑」とはこういう意味であるという注釈が入れられれば、入れたいと考える。

・会長

その他に何かあるか。

・学保連

指定管理者が職務で作った書類関係の保存の期間の定めはあるのか。何かあった時に、「当時の資料がありません」といった問題がある。

・事務局

どのような書類か。

・学保連

指定管理先が決定したあとに作る様々な書類である。

・事務局

今のところ公設民営であるので、市の様式は1年、3年、5年、10年と保存期間が決まっている。永年もある。児童クラブでは最長が5年なので、書類によって違うが5年間は保存してある。

・学保連

それが民間に委託されたときに、「去年の資料が無いのでわかりません」とならないように、書類の保管期限を定めた方が良い。

・事務局

それは事業者に伝える。「これは3年保存である」「これは5年保存である」など。

・学保連

仕様書に書かなくて良いのか。

・事務局

別のものになる可能性が高い。備品なども1年、公設でもやっている。それは備品の貸与リストというのがあり、それらとともに書類の保存年月も一緒に出てくると思われる。

・学保連

定めがあるということで良いか。

・事務局

公文書に関してはそうである。民間が自分たちで作っている文書に関しては考えていないが、市に提出してもらった文書に関しては、保存年月を確定させる。

・学保連

過去の状況が見えないというのが一番怖い。当時の情報がもう無いであるとか、担当者がもう居ないであるとか、そうならないように。またそういった情報が保護者に上がってこないであるとか、そうならないように、保護者からの満足度調査であったり、書類の保存であったり。それが今まで直営でやっていたところと違って、厳密にやったほうが良いと考える。何かあったときのために、仕様書に記載した方が良くと思う。

- ・事務局
仕様書に盛り込むかどうかは確認させて頂きたい。
- ・会長
その他に何かあるか。
- ・保護者
資料は施設に残すのか。それとも企業が持って帰ってしまい、いちいち次の事業者が前の事業者に問い合わせるような形になるのか。
- ・事務局
施設に保管する。
- ・保護者
それならすぐに確認できる。事業者が変わった場合はどうか。
- ・事務局
保存年限があるので、それを引き継ぐ形になる。
- ・保護者
引き継ぎになって、またその場所に保管するのか。そして次の事業者がすぐに見られるということか。
- ・事務局
そのとおりである。月次報告で収支報告が出るし、年次報告で収支報告が出るので、それらは現場保管である。
ただ、児童の情報で次の事業者が知る必要のない情報も中にはあると思われる。卒業した児童の中で。そこはどうなのかわからない。
- ・保護者
この際ちゃんと決めておいた方が良い。
- ・事務局
情報公開も含めて、確認して返答したい。
- ・会長
その他に何かあるか。
- ・保護者
「野久本's パーティー」に参加したい。他の学童と合同でやる行事に参加したい。「第2が民営化になったからだめ」ではなく、第1とセットで野火止という感じで参加したい。
- ・会長
市の行事か。
- ・保護者
そうである。
- ・事務局
もちろんそのつもりでいる。
- ・会長
その他に何かあるか。
- ・学保連
9番について、引き継ぎ2ヵ月間で、引き継ぎの費用は市側で持とうと考えているという事であるが、10番をみたときに、指定期間終了後に違う事業者引き継いだ場合は、その時の費用は誰がみるのか。
- ・事務局
市になるのか、事業者間で話し合うとなるのか。たぶん市が出すようになると思う

が、そこも今後の検討としたい。

・学保連

仕様書に入れるかどうかかわからないが、決めておかないと、後々に「事業者持ちである」となると、事業者間で揉めるかなと思われる。

・事務局

年度予算なので、5年後の予算は組めない。約束はできない。その入れ替えの年にならないと、あらかじめうたうということとはできない。

・学保連

他市で、5年で替わったところがあれば、そういった話しが聞きたい。

・事務局

それも調べたい。あまり(引き継ぎに)時間をかけていない。印象としては、プロからプロへの引き継ぎであるので、時間をかけていないのだろうと思われる。

・学保連

(指定管理者制度を導入した)4施設で、ふれあいセンターであるだとか、社会福祉センターであるだとか、いろいろ書いてあるが、それに関するところは第8(保育園)だけで、そんなに時間はかけていないのかなという印象である。でも時間をかけていなくても費用はどちらが持つのか疑問に思ったので、それがもし4施設のなかで決まっているのであれば知りたい。

・事務局

雇っていないと思われる。

通常であれば、新規の事業者が赤字を切る形で、既存の事業者は出るが、新規事業者はボランティアというか、引き継ぎをすればするほど自分たちが有利な形になるというのが、一般的であると思われる。ただ縛りがなければ事業者任せになってしまう。

・学保連

であれば短ければ短い方が良く、1ヶ月すらやれないともなりかねない。

・事務局

少し検討したい。

・会長

情報収集ということか。

・事務局

そうである。

・保護者

11ページの「モニタリングシートを使用したモニタリングの実施」について、モニタリングシートというのが次の13ページにいろいろ書いてあるが、これは公共の施設の内容かなという感じが、あからさまな感じがするが、この内容を学童にあったチェックリストにすべきである。

・事務局

そのように思う。

・保護者

準備段階であるだとか、集団保育中はどのようにするであるだとか、そういったことも他の施設とは一緒にできないと思われるので、改善や作り直しが必要だと考える。

2番の(2)で、「加除の判断は、市(所管課)の判断で良い。」とあるが、市で決めて良いのか。市が判断するのか。市で作っているから市で判断するので良いか。

・事務局

そうである。

- 保護者
シートを作り直す考えはあるか。
- 事務局
児童クラブ用に作成したい。
- 保護者
何か保護者も作成に加わるということは考えていないのか。市のほうで全般的に作成するのか。
- 事務局
そうである。おそらくアンケートで保護者の意見は取り、市の方でチェックしたい項目をこちらの方でかけるという形である。
- 保護者
「こういうものをモニタリングしている」という内容を保護者が見られるのか。
- 事務局
これ(モニタリングマニュアル)は公表である。ただ(結果については)全体をとりまとめたものが出るので、すべての項目において何点であったかといったものは出ないと思われる。
- 保護者
項目だけはわかるのか。
- 事務局
情報公開等で請求して頂ければ出せるが、こちらから積極的に公表はしないと思う。
- 保護者
どのような内容をチェックするのが気になる。
- 事務局
これ(13 ページの作成例)自体は公表しているが、どういう評価をするという児童クラブ用に作ったものがホームページ上に載るということは、今のところない。
- 保護者
では一般的なものだけか。
- 事務局
今のもの(13 ページの作成例)はホームページ上に出ている。ただし、それを元に我々が児童クラブ用に作り替えて、事業者とこれで良いかと確認しながら作っていくので、それが皆様の前に出ていくことは、今のところないと思われる。
- 保護者
この項目自体は隠すようなことでもないと思う。それで保護者が、「こういった部分をチェックしているな」「もっとこういった部分をチェックしてほしい」があれば、今後より良い民営化につながると思う。
- 事務局
少し確認したい。
- 保護者
運用後に保護者を交えた会を設けてほしい。ここをチェックしたいというのを明確にして頂きたい。項目を加えたり削除したりするのは市になっているので、それが少し嫌だと感じている。
- 学保連
事業者と市だけで決めることか。
- 保護者
そうである。

・学保連

自己評価で終わってしまっても我々にはわからないので、ちゃんと保護者としての意見を、満足度調査を行い、それを元にして保護者の意見がちゃんと反映されたモニタリング評価シートを作成してほしいと考える。

・保護者

せっかくアンケートを取ってもらっても、我々の意見が加えられているかがわからないまま評価されても困る。

モニタリングシートが見られれば、こういった部分が反映されたと保護者側に伝わる。

・事務局

確認したい。

・保護者

あと9ページ・10ページであるが、モニタリング作業の時期というのは、新しい事業者が決まった1年目は、3回やる。そしてその事業者が2年目の時は、2段階で終わりということか。2年目以降はずっと2段階までで終わりか。例えばその事業者が2期やることになり、5年プラス5年の場合、8年目も9年目も2段階で終わりか。

・事務局

2年目以降も8月～11月に2段階まで終了後、第3段階を実施とある。3段階まで実施すると思われる。

・保護者

このモニタリングの前に実施してほしいと要望したアンケートも、2段階の前にやるのであれば、長期休みについてのそれに特化したアンケートをやってほしい。

1学期の間にやる通常期のアンケートは第1段階でモニタリング前に実施して、第2段階の時は夏休みのアンケートを取って、2段階目のモニタリングをするといった段取りが良いと思う。夏季と通常保育とで(2種類の)アンケートをやるといったもの。

・事務局

市ではアンケートを年に1回程度やろうと考えている。

・保護者

アンケートはその都度やらないのか。

・事務局

そこまで細かくできるかどうか未定である。

・保護者

では、例えば年に1回しかアンケートはやらないと決まった場合、どの時期にやるのか。

・事務局

まだこれから検討したい。

・保護者

あまり最初の段階で実施しても、意味がない。早めに、こまめにやるのがベストかなと考える。最後の方にやっても、反映されないまま終わってしまう。

・会長

その他に何かあるか。

・保護者

記載が特にないのだが、防災に関する記載はないのか。このところ災害があつて、厚労省から通達があつて、「施設の避難の方法などに関して、具体的に精査しなさい」といったことが回ってきたと思うが、そういう事に関しては、マニュアルだとか仕様

書に載せるということはないのか。例えば、第1と第2で公営と民営があり、公営は知っているのに民営はやれないであるとか、そういうのは悲しいと思うので、きちんと揃えた方が良くと思うがいかがか。

・会長

防災について、事務局いかがか。

・事務局

この会でも申し上げたが、台風や大雪で休校になった場合は、今は公設公営では児童を預かっている。それと同じことをやって頂く。

・保護者

預かるということはあるが、預かっている最中に大きな地震があった、その場合の避難はどういうふうにするのか、例えば第1と第2で全く違うとか、要するに保護者に引き渡すまでの経路とか、ここが危なくなった場合どこに避難するとか、そういうことが民間になった場合に疎かになってしまうことがないように、きちんと記載があった方が良くと思うがいかがか。

・事務局

検討したい。

・保護者

不審者が来た時に、第1に不審者が入って来た時は第2に逃げようだとか、そういう諸々のことについてである。

・事務局

避難訓練は必ず年に1回行われている。それから防犯対策も来週の金曜日に実施する。

・保護者

マニュアルも含めて、同じ意識でやってもらいたい。

・事務局

それは皆様からリクエストのあった、「同じ保育」という部分に大きくつながってくると認識している。

・保護者

合同で、第1と第2を合わせて、避難するときは合同で避難するという認識で良いか。

・事務局

そうである。民営化後は、(事業者は)独自にやるかもしれないが、市がやるものに関しては、最低限一緒にやってもらう。

・会長

その他に何かあるか。

・学保連

契約書であれば、契約の解除に関する項目があると思うが、必要な指示に従わないであるとか、約束していた内容と違うとなった場合に、「契約解除する」といった内容が契約書には必ずあると思うが、こういう場合は、お互いの約束不履行に関する解除の項目は入っているのか。

・事務局

契約の履行であるので、契約書の中にはうたっている。法的なもので、縛りがある。

・学保連

指定が5年となっているが、万が一何かあった場合は、4年で辞めてもらうということもあり得るのか。

・事務局

こちらが出した条件ではないという事になれば、それは不履行であるので、契約解除の条件となる。改善を求めて是正しないであるだともそうである。

ただその時、その次が少し厄介である。他市の例では、急きょ職員を2名雇ったそうである。年度末で事業者が撤退の意思を示し、4月からどうするかの話しになり、民間との契約の準備ができずに、正規職員を1名雇って、嘱託職員を1名雇って、公営に戻したという話しであったと思う。

ここの部分は、他市の事例でもあるので、確認をして返答したい。

・事務局

指定管理を5年やって、別の事業者が5年やった事例があまり思い浮かばない。民間から民間への引き継ぎの関係も含めて、調査したい。5年で契約が切れたのがあまり思い浮かばない。10年やっているところ、15年やっているところはある。

・会長

その他に何かあるか。

・保護者

一番最初に私が話しをしたが、市の考え方の6番「職員の任用等」の②で、「常勤職員のうち、1名は3年以上の勤続経験」とあるが、「責任者になるものについては、管理・監督職などの経験を有していることが望ましい。」とあり、これは別に1年であろうが、5年であろうが良いことになってしまう。1年では頼りないと思う。他市では経験年数を示している。最初に書かれている「1名は3年以上の勤続経験」とあっても必ず責任者になるとは限らないので、そうすると「責任者になる人が経験が何年必要である」としてほしい。常勤が何年という部分はもちろんありきで、更に責任者になる人は3年というのがあった方がよい。

また、最初の話しを聞いていると言いつらいが、「望ましい」よりは、「経験を有すること」と断定的なほうが良いと思う。他の市では、「望ましい」とは書いていない。「しなければならない」と言い切っている。

・事務局

他市については、常勤の勤務が3年以上の者が責任者をやるとなっていると思うが、その方に管理職経験は求めていないはずである。管理職経験者を必須とすると、当然他の施設から来て頂くことになるので、我々としてはそこをどのように考えるかで悩んだ。「そんな人は出せない」となると、そもそも手を挙げる事業者がいなくなってしまうので、そういうふうに縛ってしまうよりは、市としてはむしろそういう方たちを優遇して採点するというのが伝わると思うので、そこを表現したいと思い「望ましい」としている。指摘のとおり、確かにこれだと責任者には3年の勤務経験が必要とは読み取れないので、そこはわかるようにしたいが、「必ずそういった人を連れてこなければならない」とすると、事業者を制限してしまうことにつながってしまうと考える。

・保護者

どちらかは断定的な言い回しにして頂きたい。

・事務局

「少なくとも3年以上～5年以上の勤務経験者を入れなさい。しかも管理・監督職を経験していることが望ましい」という形であれば可能かと思うが、どちらも必須となると難しい。

・保護者

歩み寄って、それでお願いしたい。

- ・事務局
表現を少し改めたい。
- ・会長
それでは、検討願いたい。
- ・事務局
他所で成績が良い人で、今度東村山市で契約を取ったので、そこで監督職で行きなさいといった昇任の場合もあるかと思う。人事の関係はわからないが、優秀な人材に来てもらいたいのので、門戸を狭めるより可能性はあるかなと思う。
- ・会長
その他に何かあるか。
- ・学保連
議事録について、作成に大変苦勞されていると思うが、文書が正式であるが、できれば音声で載せられないか。
- ・事務局
調べて返答したい。ホームページに音声で残せないかということで良いか。
- ・学保連
そうである。音声を聞いていると、文書とかみ合わないことや、文書が抜けていたりなどがある。
- ・事務局
(音声で残すとなると) 自由闊達な意見ができなくなるような気がする。
- ・会長
そこは確認願いたい。
- ・会長
その他に何かあるか。よろしいか。
それでは私から確認である。今日頂いた意見で、この「市の考え方(案)」のなかで修正するところ、また仕様書の中に入れるだとか、それを整理して次回までに検討するというので良いか。そして、例えば今日この場では出なかったが、後で確認したいことがあった場合はどうするのか。
- ・事務局
メールか電話で連絡を頂ければ、次回に反映できるようにしたい。
- ・会長
いつまでか。
- ・事務局
今日から2週間程度であれば、それを反映させたいと思う。
- ・会長
それでは、そのように皆様よろしくお願ひしたい。
では2) 市の考え方についてはこれで終了したい。
それでは3. その他について何かあるか。
- ・一同
特になし。
- ・会長
それでは、様々のご意見ありがとうございました。これにて第5回の検討会を終了したい。ありがとうございました。